

尼崎市教育委員会 11月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和元年11月25日 午後1時1分～午後2時55分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	松本 眞
	教育長職務代理者	濱田 英世
	委員	仲島 正教
	委員	磯田 雅司
	委員	徳山 育弘

3 出席した事務局職員等

教育次長	白畑 優
教育次長	北垣 裕之
事務局参与	能島 裕介
管理部長	梅山 耕一郎
施設担当部長	橋本 謙二
学校教育部長	平山 直樹
学校教育部次長	宮原 久弥
社会教育部長	安田 博之
企画管理課長	中島 章仁
教育振興基本計画担当課長	高武 信司
職員課	竹原 努
学校教育課	平岩 健太郎
学校保健課	村田 和彦
学校給食センター整備室長	山口 泰範
給食センター整備担当課長	松浪 弘毅

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第60号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- (2) 議案第61号 令和元年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
- (3) 議案第62号 令和2年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について
- (4) 議案第63号 令和2年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について
- (5) 議案第64号 令和2年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について

日程第3 協議・報告

- (1) 尼崎市教育振興基本計画（素案）について
- (2) 尼崎市スポーツ推進計画（素案）について
- (3) 計算科について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後1時1分、教育長は開会を宣した。

- 松本教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。
- 日程第2「議事」の「議案第60号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」及び「議案第61号 令和元年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。
- 教育委員 異議なし
- 松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第60号」及び「議案第61号」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち 『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことと決しました。
- また、日程第3「協議・報告」の「計算科について」は、令和2年度向けの予算や政策にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。
- 教育委員 異議なし
- 松本教育長 異議なしと認めます。よって、「計算科について」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。
- それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。中島 企画管理課長。
- 企画管理課長 10月定例会及び臨時会の議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。
- 松本教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。
- 松本教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。10月定例会及び臨時会の議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。
- 教育委員 異議なし
- 松本教育長 異議なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。
- 次に、日程第2「議事」の「議案第62号 令和2年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について」及び「議案第63号 令和2年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について」、「議案第64号 令和2年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針

について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。竹原 職員課長。

職員課長

職員課長でございます。議案第62号から第64号までの3議案について、順にご説明申し上げます。これら3議案は、学校園教職員の次年度に向けた人事異動に関する基本的な方針を定めようとするものでございます。いずれも、全体的に昨年度とほぼ同様の内容としておりますが、それぞれ主な変更点等を中心に説明させていただきます。

議案書36ページの「令和2年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針(案)」をお開きください。本案は、兵庫県教育委員会が定める「令和2年度公立学校 教職員異動方針」に基づき、本市の実情を勘案し、尼崎市立小学校、中学校、特別支援学校の県費負担教職員の人事異動に係ります基本的な方針や、実施方法を定めるものでございます。令和2年度の本異動方針(案)については、昨年度と同様のものとなっております。

主な内容でございますが、「1基本方針の(1)」「適材適所の配置」に「同一校における長期勤務者の異動を引き続き積極的かつ計画的に進める」とありますが、「2実施にあたっての留意事項」の(1)「配置換え」ア・イに記載しておりますとおり、新規採用者に関しては最長年での異動を実施し、2校目以降の学校におきましては原則最長8年での異動を行うこととしております。この流れが定着してきたことにより、以前までのような同一校における長期勤務者は、現在ほぼおりません。また、同じく①にございますように、原則として現任校に3年以上の在勤者は6年限、8年限を待たず、異動対象としており、積極的に人事異動を行っております。これらは、特に若いうちからいろいろな学校を経験することにより、教職員としての資質向上につながる目的で実施しております。

次に、1の(2)「人事交流の推進」でございます。教員の所持教員免許の制限はございますが、学校現場における小・中・特別支援学校校種間交流や学校現場と市教委事務局との人事交流を積極的に推進してまいります。各校種を経験することは教員としての視野を広げ、校種間連携の促進につながり、ひいては学力向上や問題行動発生の抑止にもつながるものと考えております。

次に、2の「(3)管内外交流」です。この場合の管内は阪神教育事務所管内、管外は西播磨、東播磨教育事務所管内等、阪神以外の教育事務所管内を意味しております。管内外交流にあたっては本来転入者と転出者が1対1となるべきところですが、近年、尼崎市から教員の転出者が転入者より多くなっております。このことについては引き続き県教委に是正を求めてまいります。

また、新規採用教員ですが、本市で臨時的任用を経験し、本年度合格した優秀な人材につきましては、学校長からの情報を元に本市への採用面談の提示を県教育委員会に強く働きかけたいと考えております。

最後に、「2の(4)」の「意見聴取」です。そちらに記載いたしておりますように、異動及び再任用者の配置に当たっては学校の教職員構成、本人の希望及びその他の事情につきまして、これまで同様、校長から本人へ十分に意見聴取を行い、市教委といたしましても、本人の資質向上につながるような人事異動を行ってまいりたいと考え

ております。以上で「議案第62号 令和2年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、「議案第63号 令和2年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について」ご説明いたします。議案書38ページをお開きください。本案は、尼崎市立高等学校の人事異動における基本的な方針や実施方法を定めるものでございます。

「1」の「基本方針」ですが、議案第62号の小・中・特別支援学校教職員の異動方針とは異なり、「(1)」は昨年度と同様、「人事の刷新」としてしております。これは、市立高等学校におきましては、市立学校間の異動や区市間等の人事交流などが未だ進んでいないことから、引き続き「人事の刷新」としているものです。

こうした現状を踏まえ、「2」の「実施に当たっての留意事項」におきましても、「(1)」の「①」にありますように、原則として「現任校3年以上在勤した者」を異動対象者とし、「ア」にありますように、「現任校9年以上在勤した者については、積極的に市立学校間の異動を行う。」とし、昨年度は「可能な範囲で」としておりましたものを「積極的。」と変更しております。これまであまり人事異動ができておりませんでした。これからの市立高校の改革に資するよう、人事の刷新について市教委といたしましても、引き続き尽力してまいりたいと考えております。

最後の「(2) 意見聴取」ですが、小・中・特別支援学校と同様、「異動及び再任用者の配置にあたっては、学校の教職員構成、本人の希望、その他の事情について、校長から十分、意見聴取する。」こととしております。以上で「議案63号 令和2年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について」説明を終わらせていただきます。

最後に、「議案第64号 令和2年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について」ご説明いたします。議案書40ページをお開きください。本案は、尼崎市立幼稚園の人事異動における基本的な方針や実施方法を定めるものでございます。

「1」の「基本方針」ですが、市立幼稚園におきましても、様々人事上の課題がございますことから、「(1)」は昨年度と同様、「人事の刷新」としてしております。

次に、「2」の「実施にあたっての留意事項」でございます。「(1)」の「①」にありますように、原則として「現任園3年以上在勤した者」を異動対象者とし、「ア」にありますように、「現任園5年以上在勤した者については、積極的に異動を行う。」としております。円滑な人事異動について園長からの理解も進んで参りましたことから、さらに推進していきたいと考えておりますが、課題もありますことから、本人の資質能力等を十分に考慮しながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

最後の「(3) 意見聴取」ですが、小・中・特別支援学校や市立高等学校と同様、「異動及び再任用者の配置にあたっては、幼稚園の教職員構成、本人の希望、その他の事情について、園長等から十分、意見聴取する。」こととし、本人の資質能力の発揮、育成に資する人事異動をできる限り実施していきたいと考えております。

なお、幼稚園につきましては、平成30年度末で1園を閉園いたしました。それを受けまして、現在の9園体制という手狭な異動範囲ではございますが、個々の園の発展を促すべく計画的な人事異動を推進してまいります。以上で、「議案第64号 令和2年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について」の説明を終わらせていただきます。これら3件の異動方針につきましては、議決をいただきました後、速やかに校園長に周知し、異動方針に則しました、令和2年度の人事異動の事務にとりかかりたいと考え

ております。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

磯田委員 小中学校で転出が増えた理由は、具体的に県の教育委員会へ何を要望したのか。

職員課長 管外交流を実施する中で、阪神地区から出ていきたい教員が多く、反対に来たい教員が少ないといった状況により、もともと人口数や学校数が多い阪神地区では転出の変動数が大きくなっております。その転出分を新規採用教員で補填している状況です。新規採用教員の補填ではなく転入転出が1対1になるよう引き続き阪神教育事務所を通じて県の教育委員会へ強く要望してまいります。

濱田委員 県立高等学校の異動方針はどのようなものか。

職員課長 基本的には市と同様の条件になっております。ただし、県立高等学校との人事交流は、県の教育委員会を通じなくてはならず、直接県立高等学校の校長と話ができず、かつ県立高等学校の教員で尼崎市立の高等学校に異動希望をするものが非常に少なく人事交流が実現してきませんでした。

濱田委員 一度市立高等学校に異動したら県立高等学校に戻れなくなるのではないかという危惧があって希望者が少ないのではないか。

職員課長 県立高等学校の教員が市立高等学校に異動する場合、一旦退職の手続きをしなくてはならず、そのイメージが先行してしまっていると思います。期間限定でも可能だということを県の教職員課に働きかけています。

松本教育長 県立高等学校の数が多く異動先もたくさんあるので、人事交流が盛んになるが、市立高等学校の数は少なく、人事交流が停滞する側面がある。県の教育委員会にしてみても、市立高等学校に異動させると任命権者が異なるので、異動後に抱え込まれるのではないかという懸念が多少あって積極的ではないのかもしれない。そもそも市立高等学校への異動希望者も少ない。

濱田委員 このような状況で人事交流を行うとすれば、他市の市立高等学校とになるのか。

職員課長 西宮市や伊丹市にも市立高等学校もありますし、お互いのニーズが合えば交流していけるかと考えております。

松本教育長 異動となると、給与などの勤務条件がそれぞれで異なるため問題になりやすいが、例えば研修という形でそれぞれの勤務条件のもと派遣し合うなど模索している。

仲島委員 市立高等学校の異動方針に「現任校9年以上在勤した者については、積極的に市立

学校間の異動を行う」とあるが、ほとんどできていないのではないかと。9年以上在勤しているものは何割いるのか。

職員課長 大半が9年以上在勤している。

仲島委員 何らかの手立てや対策を考えるべきだ。尼崎市だけの課題ではないので、他市との連携も考えなければならない。

職員課長 少しでも人事交流できるように考えていきたい。

松本教育長 伊丹市や明石市も同様の課題を抱えており、連携ができないか考えていきたい。

仲島委員 小中学校間での積極的な人事交流とは具体的にどのようなことを考えているのか。

職員課長 免許上の問題や希望者が少ないこともあり、なかなか積極的な人事交流は難しい状況にあります。

松本教育長 特に中学校から小学校に異動する場合、小学校免許は必須となるが、本気で人事交流を進めようとするならば、小学校免許修得に向けた教育課程を受けさせるなどの県の教育委員会の動きはあるのか。

職員課長 そのような動きはありません。

濱田委員 幼稚園の異動方針における課題はあるのか。

職員課長 臨時職員が多く、正規職員が少なくなっており、人事異動に関して課題があると認識しております。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第62号」及び「議案第63号」、「議案第64号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第62号」及び「議案第63号」、「議案第64号」を原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第3「協議・報告」の「尼崎市教育振興基本計画（素案）について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。高武 教育振興基本計画担当課長。

教育振興基本計画担当課長

教育振興基本計画担当課長でございます。それでは、「尼崎市教育振興基本計画（素案）について」をご説明いたします。資料につきましては別紙で配布しております。これまで定期的に教育委員の皆様にご意見をお伺いさせていただくとともに、学識経験者や校長などで構成する懇話会との協議、学校現場や市議会議員からの意見も踏まえ、この度素案としてまとめました。これまで計画の内容については、定期的にご説明しており、内容が重複するため、本日は計画の内容につきましては割愛させていただき、主に修正点をご説明いたします。

4ページの基本理念のパートでは、「社会福祉」という文言に変更しております。27ページの（3）の学校園施設のマネジメントに係る計画の策定について、目的を踏まえて具体的な記載を追加しました。各論部分においては文言整理を行いました。

また、計画（素案）に係る今後の予定ですが、12月3日にパブリックコメントを実施する旨と合わせて、政策推進会議で市内部との共有を図ってまいります。その後、12月18日に市議会へ報告を行い、12月20日から1月14日の間にパブリックコメントを実施する予定です。パブリックコメントで市民からいただいた意見とその対応方針をまとめたうえで、2月の教育委員会で再度協議させていただきたいと考えております。説明は以上です。よろしく願いいたします。

松本教育長

説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

松本教育長

質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

次に、「尼崎市スポーツ推進計画（素案）について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。荻田 スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長

スポーツ推進課長でございます。それでは、「尼崎市スポーツ推進計画（素案）について」をご説明いたします。資料につきましては別紙で配布しております。以前から計画につきましてはご説明しておりますので、主に修正点についてご説明いたします。

5ページの第3章についてですが、基本理念においては「スポーツのまち尼崎」を目指すという文言を入れる形に文章を修正しております。基本方針及び数値目標においては具体的な数値目標を追加しております。14ページの今後の具体的な取組においては特別支援学校のスポーツ施設においても、障害のある人が利用しやすい環境づくりに取り組む旨の文言を追加しております。23ページのPDCAサイクルの図を削除しました。

また、今後のスケジュールにつきましては尼崎市教育振興基本計画と同様の流れとなります。説明は以上です。よろしく願いいたします。

松本教育長

説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

仲島委員

7ページの目標値に関するデータとして兵庫県と尼崎市の体力テストの結果を比べる表がでていますが、これは尼崎市では2校のみのデータであるので、尼崎市として総称するのは間違っている。

スポーツ推進課長 注釈をつけるなどの対応をいたします。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。
次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。中島 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会11月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、45ページをお開き願います。

まず、総務関係でございます。市議会閉会中である11月6日に文教委員協議会があり、平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査結果報告及び体罰に係る全市調査について説明いたしました。また、11月7日には教育委員会臨時会が開催されました。

次に、学校教育関係でございます。11月1日には令和元年度～育み・育ち・つなぐ～音楽のまち尼崎コンサートが開催されました。また、11月16日に武庫南小学校創立50周年記念式典が、23日に園和北小学校創立50周年記念式典が執り行われました。

続いて、社会教育関係でございます。10月29日には世界陸上やり投げの佐藤友佳選手の市長表敬訪問がありました。また、11月24日には第63回あまがさき市民マラソン大会が開催されました。

最後に、11月の主要行事予定表でございます。11月28日から29日まで11月市議会臨時会が開催されます。また、12月10日から25日まで12月市議会定例会が開催され、11日から13日までは一般質問、18日に文教委員会があります。第5回教育委員協議会につきましては12月9日16時から開催予定です。教育委員会12月定例会につきましては、12月23日16時から開催いたします。報告は、以上でございます。

松本教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。次に、日程第2「議事」に移ります。ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

松本教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会11月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会11月定例会の議事の全部を終了したので、午後2時55分、教育長は閉会を宣した

尼崎市教育委員会11月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。